

# ○公立大学法人周南公立大学職員給与規程

(令和4年4月1日規程第9-1号)

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学職員就業規則（令和4年規程第7-1号。以下「就業規則」という。）第63条の規定に基づき、就業規則の規定の適用を受ける職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

- (1) 給料は、給与から次号の諸手当を除いたものとする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び入試業務手当とする。

## (給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

## (初任給、昇格及び昇給等の基準)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級

数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。

- 5 55 歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の 4 月 1 日以後に昇給させる場合については第 3 項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて別に定めるところにより決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 第 3 項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第 3 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
- 9 就業規則第 21 条の規定により雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

#### （給料の支給）

第 5 条 給料の計算期間は、月の 1 日から末日までとし、毎月 21 日に給料の月額を支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日に支給する。

#### （給料の支給の始期及び終期）

第 6 条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められる給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間

の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から日曜日、土曜日又は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第7条 給料は、職員の申出があったときは、口座振込の方法により支払うことができる。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給することとし、管理職手当を支給する職及び管理職手当の月額は次の表のとおりとする。

(1) 就業規則第39条第1項第1号に規定する職員

| 職                   | 月額      |
|---------------------|---------|
| 副学長                 | 75,000円 |
| 学部長                 | 70,000円 |
| 副学部長                | 60,000円 |
| 学科長、学長補佐、センター長、図書館長 | 50,000円 |

(2) (1)以外の職員

| 職      | 月額      |
|--------|---------|
| 事務局長補佐 | 70,000円 |
| 部長     | 50,000円 |
| 次長     | 35,000円 |
| 課長     | 25,000円 |

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあっては3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、別に定める。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達する日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族のない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第 11 条 地域手当は、職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 3 を乗じて得た月額を支給する。

(住居手当)

第 12 条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第 13 条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で新たに採用された職員には、月額 51,600 円を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月の初日（採用の日が月の初日であるときは、その日）から 35 年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される職員が離職し、若しく

は死亡し、又は初任給調整手当の支給されない職に異動した場合においては、初任給調整手当の支給は、それぞれその者が当該離職若しくは死亡又は異動をした日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日をもつて終わるものとする。

4 第1項及び第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

（2） 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（3） 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところ

により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）が 63,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、63,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 か月当たりの運賃等相当額の合計額が 63,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、63,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 通勤距離を考慮して 40,000 円の範囲内において、別に定める額
- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 63,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、63,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第 5 条に規定する給料の支給日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間の額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 か月を超えない範囲内で 1 か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1 か月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情により安全性及び経済合理性を勘案し、理事長が認める場合はこの限りではない。

（単身赴任手当）

第 14 条の 2 勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 第 1 項に定める職員以外の職員のうち、同項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(時間外勤務手当)

第 15 条 就業規則第 37 条第 1 項の規定により、所定勤務時間以外の時間において勤務を命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ次の各号に定める割合（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務については、それぞれ 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 所定時間外の勤務の時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 150 (午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務については、100 分の 175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第 16 条 就業規則第 35 条に規定する職員の休日において勤務を命ぜられた職員には、所定勤務時間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135 の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(期末手当)

第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 20 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日 (次条及び第 20 条第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 か月 100 分の 100

(2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80

(3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60

(4) 3 か月未満 100 分の 30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の

月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 67 条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 25 条第 1 項の規定により解雇となった職員

(3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 19 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕された場合又はその者が

ら聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30

日及び 12 月 10 日（次条及び第 21 条第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

（1）前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第 17 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 20 条第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 18 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 20 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 20 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 20 条第 1 項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（入試業務手当）

第 21 条 入試業務手当は、入学試験に関連した業務のうち理事長が別に定めるものに従事した職員に対し支給する。

2 入試業務手当の額及び支給方法は、別に定める。

（給与の減額）

第 22 条 職員が、所定勤務時間を勤務しないときは、就業規則第 35 条に規定する休日又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長

の承認があつた場合を除き、この勤務しない 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(端数計算)

第 23 条 前条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第 15 条から第 16 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 24 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの所定勤務時間数に 52 を乗じて得た時間数から 7 時間 45 分に毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間における就業規則第 35 条に規定する祝日法による休日（土曜日を除く。）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）日曜日及び土曜日を除く。）の日数の合計を乗じて得た時間数を差し引いた時間数で除して得た額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第 25 条 第 15 条及び第 16 条の規定は、第 8 条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

2 第 9 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(休職者の給与)

第 26 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労災保険法により給付を受ける場合は、その差額を支給する。

(補則)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、

理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 学校法人徳山教育財団から承継して職員となった者の施行日の前日までの期間は、期末手当、勤勉手当の算出基礎となる期間に通算する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年3月14日から施行する。ただし、第3条の別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から適用し、第20条第2項第1号及び第2号の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて前項の適用日以降に支給された給与は、改正後の規程による給与の内扱いとみなす。

#### 附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第3条の別表第1及び別表第2については、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて前項の適用日以降に支給された給与は、改正後の規程による給与の内扱いとみなす。
- 3 令和6年4月1日以降について、第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の122.5」、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の68.75」とし、第20条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の102.5」、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の48.75」とする。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて前項の適用日以降に支給された給与は、改正後の規程による給与の内扱いとみなす。

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

| 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      | 8級      |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 給  | 給料月額    |
| 1    | 183,500 | 230,000 | 261,300 | 287,300 | 309,800 | 335,000 | 373,400 | 415,600 |
| 2    | 184,600 | 231,500 | 262,300 | 288,900 | 311,500 | 336,900 | 376,000 | 418,000 |
| 3    | 185,800 | 233,000 | 263,300 | 290,400 | 313,200 | 338,700 | 378,300 | 420,500 |
| 4    | 186,900 | 234,500 | 264,300 | 291,900 | 314,700 | 340,500 | 380,500 | 422,900 |
| 5    | 188,000 | 236,000 | 265,300 | 293,400 | 316,100 | 342,200 | 382,400 | 424,800 |
| 6    | 189,700 | 237,500 | 266,300 | 294,900 | 317,400 | 343,900 | 384,700 | 426,900 |
| 7    | 191,300 | 239,000 | 267,300 | 296,300 | 318,700 | 345,500 | 386,800 | 429,000 |
| 8    | 192,900 | 240,500 | 268,300 | 297,600 | 320,000 | 347,200 | 388,800 | 431,200 |
| 9    | 194,500 | 242,000 | 269,300 | 298,800 | 321,300 | 348,800 | 390,800 | 433,100 |
| 10   | 196,200 | 243,400 | 270,300 | 300,300 | 323,100 | 350,500 | 393,100 | 435,200 |
| 11   | 197,800 | 244,800 | 271,300 | 301,800 | 324,900 | 352,100 | 395,300 | 437,300 |
| 12   | 199,400 | 246,200 | 272,300 | 303,200 | 326,600 | 353,700 | 397,500 | 439,200 |
| 13   | 201,000 | 247,400 | 273,300 | 304,600 | 328,300 | 355,200 | 399,700 | 440,900 |
| 14   | 202,700 | 248,600 | 274,300 | 305,700 | 330,000 | 356,900 | 402,000 | 442,700 |
| 15   | 204,400 | 249,800 | 275,300 | 306,700 | 331,700 | 358,500 | 404,200 | 444,600 |
| 16   | 206,100 | 251,000 | 276,400 | 307,900 | 333,400 | 360,100 | 406,500 | 446,500 |
| 17   | 207,400 | 252,100 | 277,400 | 309,100 | 335,000 | 361,700 | 408,300 | 448,300 |
| 18   | 209,000 | 253,200 | 278,700 | 310,700 | 336,700 | 363,500 | 410,200 | 450,100 |
| 19   | 210,600 | 254,300 | 280,000 | 312,300 | 338,400 | 365,000 | 412,100 | 451,900 |
| 20   | 212,100 | 255,400 | 281,200 | 313,900 | 340,000 | 366,600 | 413,900 | 453,600 |
| 21   | 213,600 | 256,400 | 282,500 | 315,400 | 341,500 | 368,000 | 415,700 | 455,400 |
| 22   | 215,200 | 257,400 | 283,800 | 317,000 | 343,100 | 369,600 | 417,500 | 456,900 |
| 23   | 216,800 | 258,400 | 285,000 | 318,600 | 344,700 | 371,200 | 419,300 | 458,300 |
| 24   | 218,400 | 259,400 | 286,200 | 320,200 | 346,200 | 372,700 | 421,100 | 459,800 |
| 25   | 220,000 | 260,400 | 287,300 | 321,700 | 347,600 | 374,600 | 422,700 | 461,200 |
| 26   | 221,700 | 261,300 | 288,500 | 323,400 | 349,300 | 376,500 | 424,200 | 462,500 |
| 27   | 223,000 | 262,200 | 289,800 | 325,000 | 350,900 | 378,400 | 425,700 | 463,800 |
| 28   | 224,300 | 263,100 | 291,100 | 326,600 | 352,500 | 380,200 | 427,200 | 465,000 |
| 29   | 225,600 | 263,900 | 292,400 | 328,000 | 353,700 | 381,700 | 428,700 | 466,000 |
| 30   | 226,700 | 264,700 | 293,400 | 329,700 | 355,200 | 383,500 | 430,000 | 466,700 |
| 31   | 227,800 | 265,500 | 294,400 | 331,400 | 356,700 | 385,200 | 431,300 | 467,400 |
| 32   | 228,900 | 266,300 | 295,500 | 333,000 | 358,200 | 386,800 | 432,500 | 468,100 |
| 33   | 230,000 | 267,000 | 296,600 | 334,200 | 359,900 | 388,500 | 433,700 | 468,800 |
| 34   | 231,100 | 267,800 | 297,800 | 336,100 | 361,700 | 389,900 | 435,000 | 469,500 |
| 35   | 232,200 | 268,600 | 298,900 | 337,800 | 363,400 | 391,300 | 436,300 | 470,100 |
| 36   | 233,300 | 269,300 | 300,100 | 339,400 | 365,100 | 392,700 | 437,500 | 470,700 |
| 37   | 234,400 | 270,000 | 301,300 | 340,900 | 366,500 | 394,100 | 438,700 | 471,200 |
| 38   | 235,400 | 270,800 | 302,600 | 342,500 | 367,800 | 395,300 | 439,500 | 471,800 |
| 39   | 236,400 | 271,600 | 303,900 | 344,100 | 369,000 | 396,500 | 440,300 | 472,400 |
| 40   | 237,300 | 272,300 | 305,200 | 345,700 | 370,400 | 397,500 | 441,100 | 473,000 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 238,200 | 273,000 | 306,500 | 347,400 | 371,500 | 398,600 | 441,700 | 473,500 |
| 42 | 239,100 | 273,800 | 307,800 | 349,200 | 372,400 | 399,800 | 442,300 | 474,000 |
| 43 | 239,900 | 274,600 | 309,100 | 351,000 | 373,400 | 400,900 | 442,900 | 474,400 |
| 44 | 240,700 | 275,300 | 310,400 | 352,800 | 374,500 | 402,000 | 443,500 | 474,700 |
| 45 | 241,400 | 276,000 | 311,700 | 354,300 | 375,300 | 402,700 | 444,200 | 475,000 |
| 46 | 242,000 | 276,700 | 313,000 | 355,700 | 376,200 | 403,400 | 445,000 |         |
| 47 | 242,600 | 277,400 | 314,300 | 357,100 | 377,100 | 404,100 | 445,400 |         |
| 48 | 243,200 | 278,100 | 315,400 | 358,500 | 377,900 | 404,800 | 446,100 |         |
| 49 | 243,800 | 278,800 | 316,300 | 360,000 | 378,700 | 405,400 | 446,600 |         |
| 50 | 244,400 | 279,500 | 317,600 | 360,800 | 379,500 | 406,000 | 447,000 |         |
| 51 | 245,000 | 280,200 | 318,900 | 361,800 | 380,300 | 406,500 | 447,400 |         |
| 52 | 245,500 | 280,900 | 320,200 | 362,800 | 381,000 | 406,900 | 447,800 |         |
| 53 | 246,000 | 281,500 | 321,400 | 363,700 | 381,700 | 407,300 | 448,200 |         |
| 54 | 246,400 | 282,200 | 322,700 | 364,800 | 382,400 | 407,500 | 448,600 |         |
| 55 | 246,700 | 282,800 | 323,900 | 365,700 | 383,100 | 407,800 | 449,000 |         |
| 56 | 247,000 | 283,500 | 325,100 | 366,700 | 383,800 | 408,100 | 449,300 |         |
| 57 | 247,300 | 284,100 | 326,400 | 367,600 | 384,300 | 408,400 | 449,600 |         |
| 58 | 247,600 | 284,800 | 327,500 | 368,300 | 384,900 | 408,700 | 450,000 |         |
| 59 | 247,900 | 285,400 | 328,600 | 369,000 | 385,500 | 409,000 | 450,300 |         |
| 60 | 248,200 | 286,100 | 329,700 | 369,600 | 386,200 | 409,300 | 450,600 |         |
| 61 | 248,500 | 286,700 | 330,400 | 370,000 | 386,600 | 409,500 | 450,900 |         |
| 62 | 248,800 | 287,400 | 331,300 | 370,600 | 387,200 | 409,800 |         |         |
| 63 | 249,100 | 288,000 | 332,000 | 371,300 | 387,800 | 410,100 |         |         |
| 64 | 249,400 | 288,500 | 332,800 | 372,000 | 388,300 | 410,400 |         |         |
| 65 | 249,700 | 289,000 | 333,600 | 372,300 | 388,700 | 410,600 |         |         |
| 66 | 250,000 | 289,600 | 334,000 | 373,000 | 389,300 | 410,900 |         |         |
| 67 | 250,300 | 290,100 | 334,600 | 373,700 | 389,900 | 411,200 |         |         |
| 68 | 250,600 | 290,700 | 335,300 | 374,300 | 390,400 | 411,500 |         |         |
| 69 | 250,900 | 291,200 | 336,100 | 374,600 | 390,800 | 411,700 |         |         |
| 70 | 251,200 | 291,700 | 336,800 | 375,100 | 391,300 | 412,000 |         |         |
| 71 | 251,500 | 292,300 | 337,500 | 375,700 | 391,800 | 412,300 |         |         |
| 72 | 251,800 | 292,900 | 338,100 | 376,300 | 392,400 | 412,500 |         |         |
| 73 | 252,100 | 293,400 | 338,600 | 376,600 | 392,700 | 412,700 |         |         |
| 74 | 252,400 | 293,900 | 339,200 | 377,200 | 393,100 | 413,000 |         |         |
| 75 | 252,700 | 294,300 | 339,700 | 377,900 | 393,500 | 413,300 |         |         |
| 76 | 253,000 | 294,600 | 340,300 | 378,500 | 393,900 | 413,500 |         |         |
| 77 | 253,300 | 294,800 | 340,600 | 378,900 | 394,200 | 413,700 |         |         |
| 78 | 253,600 | 295,100 | 341,100 | 379,400 | 394,500 | 414,000 |         |         |
| 79 | 253,900 | 295,300 | 341,500 | 380,000 | 394,800 | 414,300 |         |         |
| 80 | 254,200 | 295,600 | 341,900 | 380,500 | 395,000 | 414,500 |         |         |
| 81 | 254,500 | 295,800 | 342,300 | 381,000 | 395,200 | 414,700 |         |         |
| 82 | 254,800 | 296,000 | 342,800 | 381,600 | 395,500 | 415,000 |         |         |

|     |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 83  | 255,100 | 296,300 | 343,300 | 382,100 | 395,800 | 415,300 |         |         |
| 84  | 255,400 | 296,500 | 343,800 | 382,400 | 396,000 | 415,500 |         |         |
| 85  | 255,700 | 296,800 | 344,100 | 382,800 | 396,200 | 415,700 |         |         |
| 86  | 256,000 | 297,100 | 344,500 | 383,300 | 396,500 |         |         |         |
| 87  | 256,300 | 297,400 | 344,900 | 383,700 | 396,800 |         |         |         |
| 88  | 256,600 | 297,700 | 345,300 | 384,100 | 397,000 |         |         |         |
| 89  | 256,900 | 298,000 | 345,600 | 384,500 | 397,200 |         |         |         |
| 90  | 257,200 | 298,300 | 346,000 | 385,000 | 397,500 |         |         |         |
| 91  | 257,500 | 298,600 | 346,400 | 385,400 | 397,800 |         |         |         |
| 92  | 257,800 | 299,000 | 346,800 | 385,800 | 398,000 |         |         |         |
| 93  | 258,100 | 299,200 | 347,000 | 386,100 | 398,200 |         |         |         |
| 94  |         | 299,400 | 347,400 |         |         |         |         |         |
| 95  |         | 299,700 | 347,800 |         |         |         |         |         |
| 96  |         | 300,100 | 348,200 |         |         |         |         |         |
| 97  |         | 300,300 | 348,400 |         |         |         |         |         |
| 98  |         | 300,600 | 348,800 |         |         |         |         |         |
| 99  |         | 301,000 | 349,200 |         |         |         |         |         |
| 100 |         | 301,400 | 349,500 |         |         |         |         |         |
| 101 |         | 301,600 | 349,800 |         |         |         |         |         |
| 102 |         | 301,900 | 350,200 |         |         |         |         |         |
| 103 |         | 302,200 | 350,600 |         |         |         |         |         |
| 104 |         | 302,500 | 351,000 |         |         |         |         |         |
| 105 |         | 302,700 | 351,500 |         |         |         |         |         |
| 106 |         | 303,000 | 351,900 |         |         |         |         |         |
| 107 |         | 303,300 | 352,300 |         |         |         |         |         |
| 108 |         | 303,600 | 352,700 |         |         |         |         |         |
| 109 |         | 303,800 | 353,200 |         |         |         |         |         |
| 110 |         | 304,200 | 353,600 |         |         |         |         |         |
| 111 |         | 304,600 | 353,900 |         |         |         |         |         |
| 112 |         | 304,900 | 354,200 |         |         |         |         |         |
| 113 |         | 305,100 | 354,700 |         |         |         |         |         |
| 114 |         | 305,300 |         |         |         |         |         |         |
| 115 |         | 305,600 |         |         |         |         |         |         |
| 116 |         | 306,000 |         |         |         |         |         |         |
| 117 |         | 306,200 |         |         |         |         |         |         |
| 118 |         | 306,400 |         |         |         |         |         |         |
| 119 |         | 306,700 |         |         |         |         |         |         |
| 120 |         | 307,000 |         |         |         |         |         |         |
| 121 |         | 307,400 |         |         |         |         |         |         |
| 122 |         | 307,600 |         |         |         |         |         |         |
| 123 |         | 307,900 |         |         |         |         |         |         |
| 124 |         | 308,200 |         |         |         |         |         |         |
| 125 |         | 308,500 |         |         |         |         |         |         |
| 再雇用 | 192,000 | 219,500 | 260,000 | 279,700 | 294,900 | 320,600 | 362,700 | 396,200 |

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

| 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 号給   | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 1    | 261,400 | 317,100 | 358,300 | 423,100 |
| 2    | 263,600 | 319,300 | 360,900 | 425,000 |
| 3    | 265,700 | 321,500 | 363,500 | 426,800 |
| 4    | 267,600 | 323,600 | 366,000 | 428,500 |
| 5    | 269,400 | 325,700 | 368,400 | 430,200 |
| 6    | 270,900 | 327,600 | 370,800 | 432,100 |
| 7    | 272,400 | 329,400 | 373,300 | 434,000 |
| 8    | 273,900 | 331,200 | 375,700 | 435,800 |
| 9    | 275,700 | 333,000 | 378,200 | 437,200 |
| 10   | 277,700 | 334,900 | 380,700 | 439,100 |
| 11   | 279,700 | 336,700 | 383,200 | 441,000 |
| 12   | 281,700 | 338,500 | 385,600 | 442,900 |
| 13   | 283,700 | 340,300 | 388,000 | 444,300 |
| 14   | 285,900 | 341,900 | 389,600 | 446,200 |
| 15   | 288,000 | 343,500 | 391,100 | 448,100 |
| 16   | 290,100 | 345,000 | 392,600 | 450,000 |
| 17   | 292,000 | 346,500 | 393,600 | 451,700 |
| 18   | 294,700 | 348,100 | 395,300 | 453,500 |
| 19   | 297,400 | 349,700 | 396,700 | 455,300 |
| 20   | 300,000 | 351,300 | 398,000 | 457,100 |
| 21   | 302,600 | 352,700 | 399,200 | 459,100 |
| 22   | 305,000 | 354,700 | 400,200 | 461,300 |
| 23   | 307,400 | 356,700 | 401,200 | 463,700 |
| 24   | 309,600 | 358,700 | 402,200 | 466,000 |
| 25   | 311,800 | 360,500 | 403,100 | 468,000 |
| 26   | 313,800 | 362,100 | 404,200 | 470,100 |
| 27   | 315,800 | 363,700 | 405,300 | 472,200 |
| 28   | 317,800 | 365,300 | 406,400 | 474,200 |
| 29   | 319,800 | 366,600 | 407,500 | 476,200 |
| 30   | 321,700 | 368,100 | 408,600 | 478,500 |
| 31   | 323,600 | 369,500 | 409,700 | 480,700 |
| 32   | 325,500 | 370,800 | 410,800 | 482,600 |
| 33   | 327,300 | 372,100 | 411,900 | 484,500 |
| 34   | 329,200 | 373,300 | 413,000 | 486,600 |
| 35   | 331,100 | 374,500 | 414,100 | 488,800 |
| 36   | 333,000 | 375,600 | 415,300 | 490,800 |
| 37   | 334,700 | 376,700 | 416,300 | 492,900 |
| 38   | 335,900 | 378,100 | 417,400 | 494,900 |
| 39   | 337,000 | 379,400 | 418,500 | 496,800 |
| 40   | 338,100 | 380,700 | 419,700 | 498,700 |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 338,700 | 382,000 | 420,600 | 500,700 |
| 42 | 339,100 | 383,300 | 421,700 | 502,600 |
| 43 | 339,500 | 384,600 | 422,800 | 504,300 |
| 44 | 339,900 | 385,900 | 423,800 | 506,200 |
| 45 | 340,500 | 387,200 | 424,800 | 508,100 |
| 46 | 341,000 | 388,400 | 425,900 | 509,900 |
| 47 | 341,500 | 389,600 | 427,000 | 511,700 |
| 48 | 341,900 | 390,700 | 428,100 | 513,500 |
| 49 | 342,300 | 391,800 | 429,100 | 515,200 |
| 50 | 342,700 | 393,000 | 430,300 | 516,900 |
| 51 | 343,100 | 394,100 | 431,500 | 518,700 |
| 52 | 343,500 | 395,200 | 432,700 | 520,500 |
| 53 | 343,900 | 396,300 | 433,400 | 522,000 |
| 54 | 344,300 | 397,500 | 434,300 | 523,600 |
| 55 | 344,700 | 398,700 | 435,200 | 525,300 |
| 56 | 345,100 | 399,800 | 436,000 | 526,900 |
| 57 | 345,500 | 400,800 | 436,800 | 528,500 |
| 58 | 345,900 | 401,800 | 437,700 | 529,800 |
| 59 | 346,300 | 402,800 | 438,600 | 531,100 |
| 60 | 346,700 | 403,700 | 439,400 | 532,300 |
| 61 | 347,100 | 404,900 | 440,100 | 533,500 |
| 62 | 347,500 | 406,300 | 441,000 | 534,500 |
| 63 | 347,900 | 407,700 | 442,000 | 535,500 |
| 64 | 348,300 | 409,100 | 442,900 | 536,500 |
| 65 | 348,700 | 409,900 | 443,800 | 537,100 |
| 66 | 349,100 | 410,900 | 444,700 | 538,000 |
| 67 | 349,500 | 411,900 | 445,700 | 538,900 |
| 68 | 349,900 | 413,000 | 446,600 | 539,800 |
| 69 | 350,300 | 413,900 | 447,600 | 540,700 |
| 70 | 350,800 | 414,700 | 448,600 | 541,500 |
| 71 | 351,200 | 415,500 | 449,500 | 542,200 |
| 72 | 351,600 | 416,200 | 450,500 | 542,700 |
| 73 | 351,900 | 416,900 | 451,400 | 543,400 |
| 74 | 352,400 | 417,800 | 452,300 | 543,900 |
| 75 | 352,800 | 418,600 | 453,200 | 544,700 |
| 76 | 353,200 | 419,200 | 454,200 | 545,300 |
| 77 | 353,600 | 419,800 | 455,000 | 545,800 |
| 78 | 354,100 | 420,200 | 455,400 |         |
| 79 | 354,600 | 420,500 | 456,000 |         |
| 80 | 355,100 | 420,800 | 456,600 |         |
| 81 | 355,600 | 421,100 | 457,200 |         |
| 82 | 356,300 | 421,400 | 457,900 |         |
| 83 | 357,000 | 421,600 | 458,200 |         |
| 84 | 357,700 | 421,900 | 458,800 |         |

|     |         |         |         |  |
|-----|---------|---------|---------|--|
| 85  | 358,300 | 422,100 | 459,200 |  |
| 86  | 358,900 | 422,400 | 459,500 |  |
| 87  | 359,500 | 422,700 | 459,800 |  |
| 88  | 360,100 | 423,000 | 460,100 |  |
| 89  | 360,600 | 423,200 | 460,400 |  |
| 90  | 361,000 | 423,400 |         |  |
| 91  | 361,400 | 423,700 |         |  |
| 92  | 361,800 | 424,000 |         |  |
| 93  | 362,200 | 424,200 |         |  |
| 94  | 362,600 | 424,500 |         |  |
| 95  | 363,100 | 424,800 |         |  |
| 96  | 363,500 | 425,100 |         |  |
| 97  | 364,100 | 425,300 |         |  |
| 98  | 364,600 | 425,600 |         |  |
| 99  | 365,000 | 425,900 |         |  |
| 100 | 365,500 | 426,100 |         |  |
| 101 | 365,900 | 426,300 |         |  |
| 102 | 366,400 | 426,600 |         |  |
| 103 | 366,700 | 426,900 |         |  |
| 104 | 367,100 | 427,100 |         |  |
| 105 | 367,600 | 427,300 |         |  |
| 106 | 368,000 |         |         |  |
| 107 | 368,500 |         |         |  |
| 108 | 369,000 |         |         |  |
| 109 | 369,400 |         |         |  |
| 110 | 369,900 |         |         |  |
| 111 | 370,300 |         |         |  |
| 112 | 370,700 |         |         |  |
| 113 | 371,100 |         |         |  |
| 114 | 371,500 |         |         |  |
| 115 | 371,900 |         |         |  |
| 116 | 372,300 |         |         |  |
| 117 | 372,700 |         |         |  |
| 118 | 373,100 |         |         |  |
| 119 | 373,500 |         |         |  |
| 120 | 373,900 |         |         |  |
| 121 | 374,200 |         |         |  |
| 122 | 374,600 |         |         |  |
| 123 | 375,100 |         |         |  |
| 124 | 375,400 |         |         |  |
| 125 | 375,800 |         |         |  |
| 126 | 376,300 |         |         |  |
| 127 | 376,800 |         |         |  |
| 128 | 377,200 |         |         |  |
| 129 | 377,600 |         |         |  |